

概 要 版

第 2 次 東郷町男女共同参画プラン

～中間見直し版～

あなたらしさ 私らしさを

発揮して 輝く社会

2023 年度～2027 年度
(令和 5 年度～令和 9 年度)

2023 (令和 5) 年 3 月

東 郷 町

1 計画の見直しに当たって

- ◆男女共同参画社会基本法に掲げられているように、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっています。
- ◆東郷町では、平成30年3月に第2次東郷町男女共同参画プランを策定し、男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、様々な取組を進めてきました。
- ◆この度、第2次東郷町男女共同参画プランの計画期間が中間年を迎えたことから、最近の国や県、本町の動向を踏まえ、さらなる男女共同参画社会を推進するため、中間見直しを行いました。



中間見直しのポイント

今回の見直しでは、目指すべき姿や基本理念等は継承しつつ、国や県の動き、町の現状・課題を踏まえて、事業内容や数値目標について、部分的な見直しを行いました。

2 計画の位置付け

- ◆「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ◆「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
本計画の基本方針2「あらゆる分野における個人の活躍の推進」、基本方針3「男女が共に働きやすい職場環境の整備」が該当します。
- ◆「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
本計画の基本方針4：誰もが安心して心豊かに暮らせる社会づくり
(1)「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」が該当します。
- ◆本計画の推進により、SDGs17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等を実現しよう！」の達成を図ります。



3 計画の期間

- ◆本計画の期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間です。
- ◆前期を2022年度までの5年、後期を2027年度までの5年とします。
- ◆前期の最終（2022）年度に社会情勢や事業の進捗状況等を踏まえ、中間見直しを行いました。

4 計画のめざすべき社会

東郷町は、法の下での平等を定めた日本国憲法及び男女の人権が尊重される社会の実現を目指した男女共同参画社会基本法の理念に基づき、性別や世代にかかわらず、一人ひとりが夢と希望を持ち、心の豊かさを実感できる思いやりと活力あるまちづくりを目指しています。

～東郷町男女共同参画推進条例 前文より～

～東郷町がめざすべき姿～

男女が互いにその人権を尊重し、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現

男女共同参画社会の実現

5 基本理念

◆この計画は、男女共同参画社会の実現のため、東郷町男女共同参画推進条例に規定する次の6つの基本理念を基に推進します。

1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、それぞれがその能力を発揮する機会を確保し、男女の人権を尊重します。

2 社会の制度や慣行についての配慮

社会の制度等が男女の社会活動の選択に対して及ぼす影響が、できる限り中立になるように配慮します。

3 政策や方針決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、町の施策や民間団体の方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保します。

4 家庭生活と職場や地域等での活動との両立

家庭生活及び家庭生活以外の社会のあらゆる分野の活動との両立ができるようにします。

5 性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思の尊重

男女が互いの性を理解し、妊娠、出産等の性と生殖に関する健康と権利について、自らの意思が尊重されるようにします。

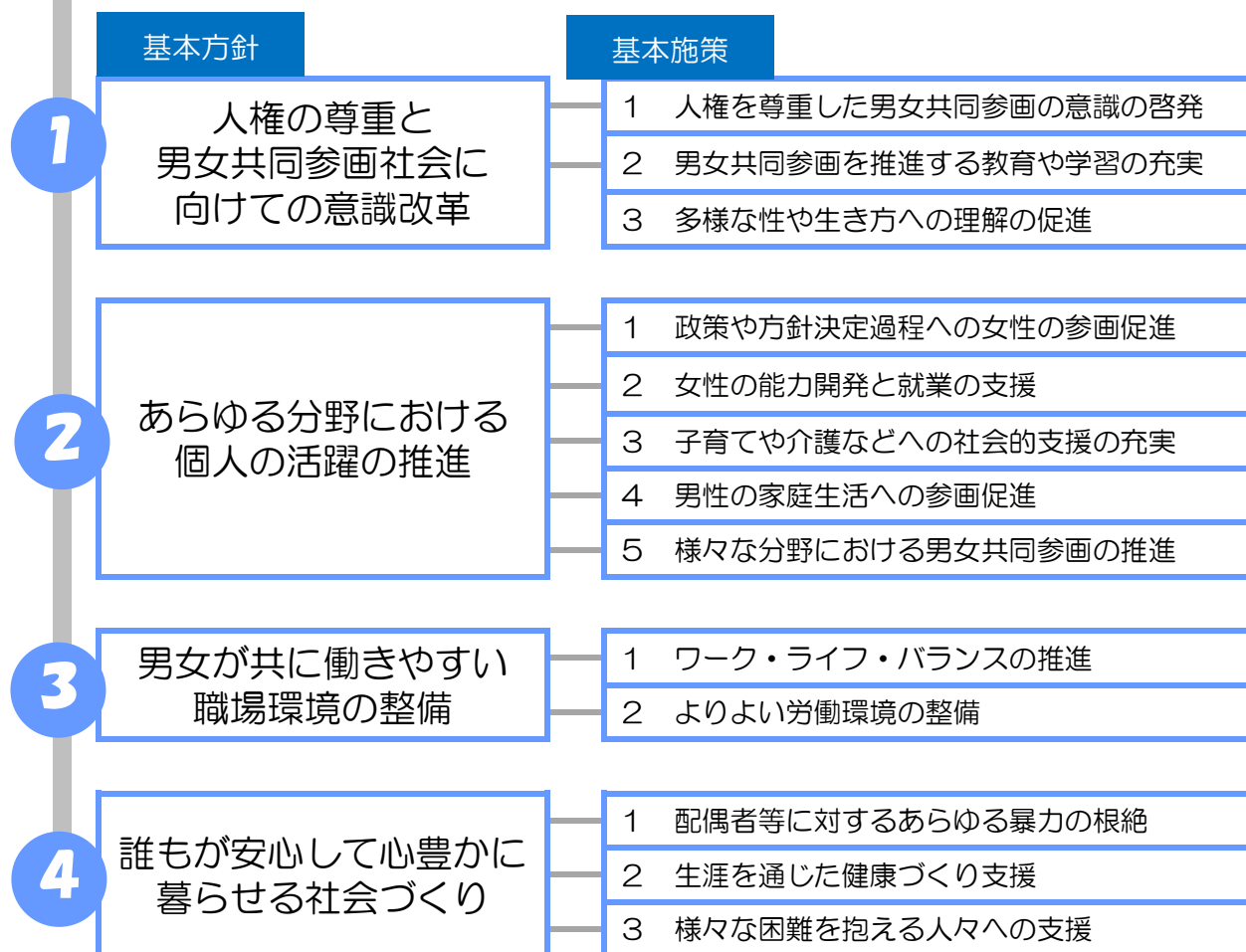
6 国際協調の下での男女共同参画の推進

男女共同参画の推進に向けた取組を国際的協調の下に行います。

6 計画の体系

めざすべき姿

男女が互いに その人権を尊重し、
性別を問わず、その個性と能力を十分に
発揮することができる社会の実現



計画の推進体制

- 国・県・周辺市や町民・各種団体・事業者・教育関係者等との連携
- 庁内推進体制の強化
- PDCAサイクルによるプランの着実な推進

7 重点施策



◆社会情勢の変化による新たな課題や東郷町の現状から見えた課題を踏まえ、下記の6つの施策に特に重点的に取り組みます。

1 男女共同参画の意識を定着させる

- ・固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等を進めるための意識啓発
- ・男女共同参画を推進するための教育や学習の推進

2 多様な性や生き方への理解を促進する

- ・性的少数者への理解促進

3 女性の活躍を推進する

- ・審議会等への女性委員の積極的登用の推進
- ・町役場の女性職員の管理職登用の推進
- ・女性の能力開発と就業の支援

4 男性の家庭生活への参画を促進する

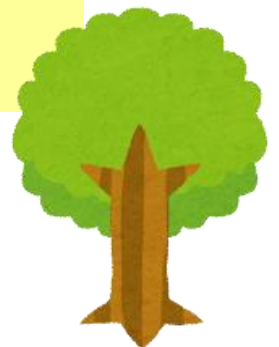
- ・男性が家庭生活へ参画することに対する理解の促進
- ・「パパ・ママ教室」への男性の参加促進

5 ワーク・ライフ・バランスを推進する

- ・住民や事業者へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
- ・事業所におけるイクボスの推進

6 配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶する

- ・配偶者等に対する暴力を根絶するための啓発や相談体制の充実

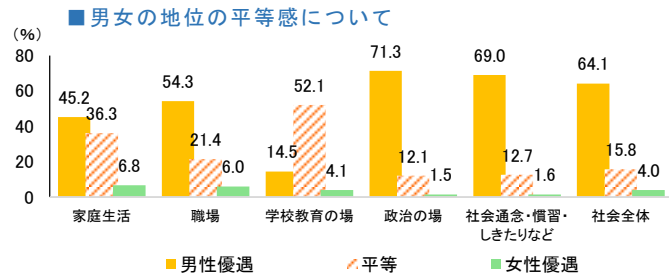


8 計画の各基本方針の概要

基本方針 1 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革

現状≫固定的な性別の役割分担意識や男女の不平等感が依然としてみられる

男女の地位の平等感では、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」など多くの分野で、男性が優遇されていると感じている人が多く、男女間の意識でも差がみられるため、固定的な性別役割分担意識の解消や男女平等の実現に向けた取組が引き続き必要です。



資料：東郷町男女共同参画社会に関する意識調査（2022（令和4）年度）

●● 基本施策と主な事業 ●●

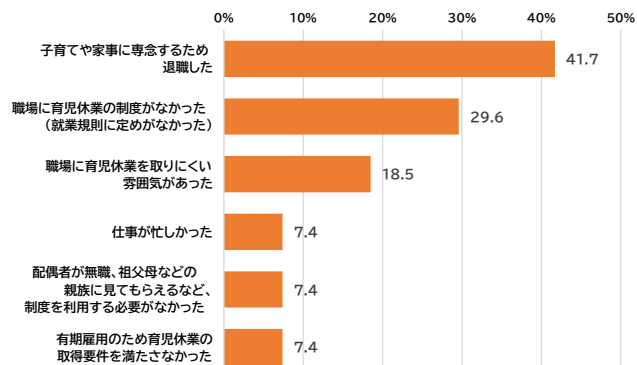
- ① 人権を尊重した男女共同参画の意識の啓発
 - ・男女共同参画に関わる講座等の開催
 - ・広報紙やホームページ等を通じた啓発
- ② 男女共同参画を推進する教育や学習の充実
 - ・キャリア教育の推進
 - ・小中学生を対象とした講座等の実施
 - ・小中学校での副読本等を活用した男女共同参画教育の推進
- ③ 多様な性や生き方への理解の促進
 - ・性的少数者に関する理解の促進
 - ・性的少数者への支援

基本方針 2 あらゆる分野における個人の活躍の推進

現状≫女性の活躍できる環境が整っていない

育児休業を取得していない女性たちは、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などと回答しています。また、働いている女性の約4割が、依然として「仕事と家庭の両立が難しい」という悩みを抱えており、職場において女性の活躍できる環境が整っていないことがうかがえます。

■ 育児休業を取得していない理由について【母親】（上位を抜粋）



資料：東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査（2018（平成30）年度）

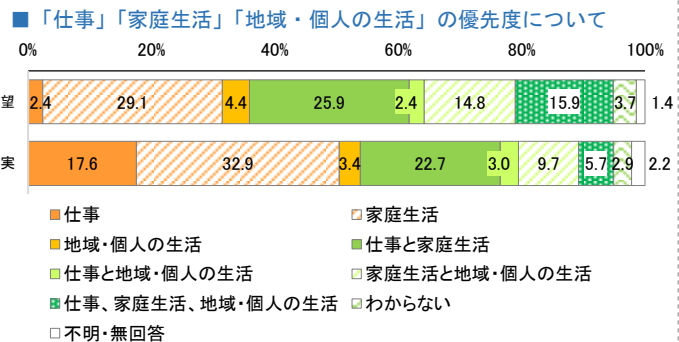
●● 基本施策と主な事業 ●●

- ① 政策や方針決定過程への女性の参画促進
 - ・審議会等への女性委員の積極的登用の推進
 - ・町役場の女性職員の管理職登用の推進
- ② 女性の能力開発と就業の支援
 - ・女性の能力開発のための学習機会の充実
 - ・再就職や再雇用の支援及び起業支援の充実
- ③ 子育てや介護などへの社会的支援の充実
 - ・子育て環境の整備
 - ・子育てに関する多様な情報の提供
 - ・子育てについての相談支援の充実
- ④ 男性の家庭生活への参画促進
 - ・男性の家庭生活への参画に対する理解促進
 - ・「パパ・ママ教室」への男性の参加促進
- ⑤ 様々な分野における男女共同参画の推進
 - ・区、自治会における男女共同参画の推進
 - ・防災に関する男女共同参画意識の醸成

基本方針 3 男女が共に働きやすい職場環境の整備

現状≫ワーク・ライフ・バランスが進んでいない

生活の優先度については、希望・現状ともに「家庭生活を優先」、「仕事と家庭生活をともに優先」の割合が高くなっていますが、「仕事を優先」については、現状が希望を大きく上回り、ギャップがみられる状況です。誰もがやりがいを持って働き、仕事上の責任を果たすとともに、多様な生き方を選択できるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。



資料：東郷町男女共同参画社会に関する意識調査（2022（令和4）年度）

●●基本施策と主な事業●●

① ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供と意識啓発
- ・先進的な企業の取組紹介
- ・事業所におけるイクボスの推進

② よりよい労働環境の整備

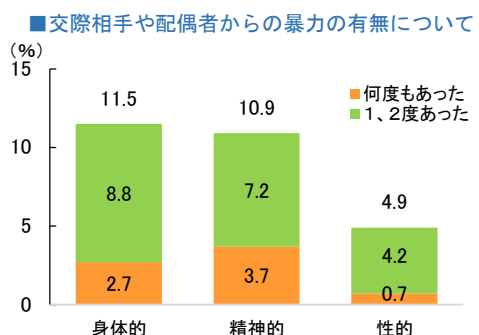
- ・法制度の周知徹底と男女平等の積極的推進
- ・ハラスメント防止のための広報



基本方針 4 誰もが安心して心豊かに暮らせる社会づくり

現状≫配偶者などからの暴力の根絶ができていない

配偶者や恋人からの暴力が「何度もあった」「1、2度あった」と回答した人が、身体的、精神的暴力については約10%、性的暴力については約5%で、前回とほぼ同等の割合です。そのうちの約4割が、誰にも相談しておらず、「相談するほどのことではないと思った」などと回答しています。暴力が当事者だけの問題となっていることが、暴力を根絶できない一因であると考えられます。



資料：東郷町男女共同参画社会に関する意識調査（2022（令和4）年度）

●●基本施策と主な事業●●

① 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

- ・DVなどの暴力を根絶するための啓発や情報提供
- ・配偶者等に対する暴力に関する相談体制の充実

② 生涯を通じた健康づくり支援

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する相談体制の充実
- ・男女共同参画の視点にたった高齢者福祉施策の推進
- ・メンタルヘルス対策の充実

③ 様々な困難を抱える人々への支援

- ・男女共同参画の視点にたった障がい者の自立支援の推進
- ・ひとり親家庭への経済的な支援



9 成果目標



◆男女共同参画社会の実現に向けて、重点施策などを始めとする様々な事業に取り組む上で、その成果を測るための成果目標を設定しました。

指 標		2016 年 実績値	2021 年 実績値	2027 年 目標値
1	講演等実施後のアンケートで「男女共同参画についての理解が深まった」と回答した人の割合	—	97.0%	98.0%
2	「男女共同参画社会」という言葉の認知度	54.2%	61.6%※ ³	75.0%
3	「LGBT」という言葉の認知度	39.0%	70.9%※ ³	80.0%
4	審議会等への女性の登用率	29.6%	28.1%	40.0%
5	町役場における女性管理職員の割合	27.1%	32.6%	40.0%
6	女性の労働力率（30～34 歳）	66.0% ※ ¹	72.4% ※ ⁴	75.0%
7	保育園の待機児童数（各年4月時点）	0 人 ※ ²	0 人	0 人
8	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	37.7%	47.5%※ ⁴	55.0%
9	町役場男性職員の育児休業取得率	0.0%	10.5%	15.0%
10	「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という言葉の認知度	73.4%	82.2%※ ¹	85.0%

※1 2015（平成27）年の実績値

※2 2017（平成29）年4月時点の実績値

※3 2022（令和4）年の住民意識調査結果

※4 2020（令和2）年の国勢調査

第2次東郷町男女共同参画プラン 中間見直し版

～あなたらしさ 私らしさを 発揮して 輝く社会～ 【概要版】

2023（令和5）年3月

発 行 東郷町

編 集 東郷町企画部地域協働課

住 所 〒470-0198 愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電 話 0561-56-0727（直通）

男女共同参画社会



東郷町